

山梨県公報

第二千四百九十四号

平成二十七年

三月十九日

木曜日

山梨県知事 後藤 斎

目次

○家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施……………	一六七
○換地計画の決定……………	一七〇
○道路の区域変更……………	一七〇
○道路の供用開始(二件)……………	一七一
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………	一七一
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定……………	一七一
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定(二件)……………	一七二
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出……………	一七五
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出……………	一七六
○生活保護法に基づく指定施術機関の廃止の届出……………	一七七
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定……………	一七七
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更の届出……………	一七五
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出……………	一八五
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出……………	一八六
○大規模小売店舗の新設に関する届出(二件)……………	一八八
○経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期、方法等……………	一八九
○基本測量の実施……………	一九二
○都市計画の決定図書の縦覧……………	一九二
○都市計画の変更図書の縦覧……………	一九二

告 示

山梨県告示第七十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五條第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

平成二十七年三月十九日

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、笛吹市、上野原市及び甲州市並びに西八代郡、南都留郡及び北都留郡の区域(南都留郡の区域にあっては、同郡富士河口湖町の区域を除く。)	一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する日	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において対象家畜を飼育している区域又は家畜が死亡した区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する日	一 ブルセラ病検査 1 凝集反応検査(急速凝集反応法) 2 酸素免疫測定法による検査 3 補体結合反応検査 4 その他必要な検査 二 結核病検査 1 ツベルクリン検査(皮内注射法) 2 その他必要な検査
	甲府市、葦崎市	一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月以上		

<p>市のヨーネ病の発生予防のため</p>	<p>市、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市並びに南巨摩郡、中巨摩郡及び南都留郡の区域（南都留郡の区域にあっては、同郡富士河口湖町の区域に限る。）</p>	<p>の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p>	<p>同</p>	<p>一 予備的抗体検出法による検査 二 リアルタイムPCR法による検査 三 ヨーニン検査 四 その他必要な検査</p>
		<p>一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼</p>		
<p>北杜市の区域を除く県内全域</p>	<p>一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの 5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 三 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの</p>		

<p>馬伝染性貧血の発生のため</p>	<p>アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予察のため</p>	<p>牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向の把握のため</p>	
<p>富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、北杜市、笛吹市、上</p>	<p>県内全域</p>	<p>県内全域</p>	
<p>実施区域内で飼育している生後百八十日以上馬の家畜伝染病予防法第十三条第一項の届出をしている馬及び家畜防疫員が疾病その他の特別な事由により検査を受けることが困難と認めた馬以外の馬</p>	<p>実施区域内で飼育している未越夏牛で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの</p>	<p>牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。</p>	<p>5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>
<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	
<p>一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査</p>	<p>一 中和反応検査 二 臨床検査</p>	<p>一 酵素免疫測定法 二 ウエスタンプロット法による検査 三 免疫組織科学的検査</p>	
<p>野原市及び甲州市の区域（北杜市の区域にあつては、同市小淵沢町上笹尾、下笹尾及び松向の区域に限る。）</p>	<p>甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市並びに西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、摩都留郡及び北都留郡の区</p>	<p>実施区域内で飼育している生後百八十日以上馬の家畜伝染病予防法第十三条第一項の届出をしている馬及び家畜防疫員が疾病その他の特別な事由により検査を受けることが困難と認めた馬以外の馬で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p>	

豚コレラの発生予察のため	域(北杜市の区域にあつては、同市小淵沢町上笹尾、下笹尾及び松向の区域を除く。)	実施区域内で飼育している豚及びいのししで飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	<ul style="list-style-type: none"> 一 酵素免疫測定法 二 蛍光抗体法 三 その他必要な検査
高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため	域内全域	実施区域内で百羽以上の家さん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下この項において同じ。)を飼育している農場又は十羽以上のだちようを飼育している農場で飼育されている家さんで、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの	同	<ul style="list-style-type: none"> 一 酵素免疫測定法 二 寒天ゲル内沈降反応検査 三 ウイルス学的検査 四 その他必要な検査
家さんサルモネラ感染症の発生予防のため	域内全域	実施区域内で飼育している種鶏	同	凝集反応検査(急速凝集反応法)

腐蛆病の発生予防のため	域内全域	実施区域内で反復利用可能な蜂房を利用して飼育している蜜蜂	同	<ul style="list-style-type: none"> 一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査
-------------	------	------------------------------	---	---

山梨県告示第七十五号	<p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業(八代地区竹居一工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。</p> <p>平成二十七年三月十九日</p> <p style="text-align: right;">山梨県知事 後 藤 齋</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 一 縦覧書類 二 換地計画書の写し 三 縦覧期間 四 縦覧場所 <p>平成二十七年三月二十日から同年四月十六日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 縦覧書類 二 換地計画書の写し 三 縦覧期間 四 縦覧場所 <p>平成二十七年三月十九日</p> <p style="text-align: right;">山梨県知事 後 藤 齋</p>

山梨県告示第七十六号	<p>道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年四月九日まで一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十七年三月十九日</p> <p style="text-align: right;">山梨県知事 後 藤 齋</p>
-------------------	--

区	間	旧新の別	(メートル)	(メートル)
<ul style="list-style-type: none"> 一 道路の種類 県道 二 路線名 甲斐常葉停車場線 三 道路の区域 		敷地の幅員	延	長

南巨摩郡身延町常葉字五條下四二七番の一地先から 南巨摩郡身延町常葉字五條下三五九番の一地先まで		新	旧
		一一・二一・五	一〇・三〇・四
		四九・三	四九・三

山梨県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年四月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十九日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	一三七号	笛吹市御坂町藤野木字榛ノ木山 一八九九番の五地先から 笛吹市御坂町藤野木字榛ノ木山 一八九七番の一地先まで	五一八・〇	平成二十七年三月二十一日

山梨県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年四月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十九日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	富士河口湖 笛吹線	笛吹市御坂町藤野木字朽木沢一 九〇〇番の二地先から	二二・七	平成二十七年三月十九日

公 告

笛吹市御坂町藤野木字朽木沢一
九〇〇番の二地先まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月十九日

山梨県知事 後藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十七年三月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人市川三郷スポーツクラブ

2 代表者の氏名 一瀬 貞一

3 主たる事務所の所在地 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門千八百五十二番地三
市川三郷町市川大門体育館内

4 定款に記載された目的

この法人は、多種多様なスポーツを「いつでも、どこでも、だれでも」子どもからお年寄りまでが気軽に楽しみ、親子のふれあい、地域住民とのふれあいを通じ、健全な心身と健康増進を図り、人間味豊かなまちづくり、ひとつづくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十七年三月十一日から同年五月十日まで

● 生活保護法に基づく指定医療機関の指定

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成二十七年三月十九日

山梨県知事 後藤 齋

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

医療法人なかじま胃腸クリニック	甲府市国母八丁目二十八番三号	平成二十六年二月一日
訪問看護ステーションふじ	南巨摩郡富士川町鯉沢千五百四十四番地一	平成二十六年四月一日
みさき薬局里吉	甲府市里吉二丁目六番二十七号	同
磯山医院	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地百六	同
アイセイ薬局笛吹店	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地三十八	同
峡南医療センター企業 団富士川病院	南巨摩郡富士川町鯉沢三百四十番地一	同
峡南医療センター企業 団市川三郷病院	西八代郡市川三郷町市川大門四百二十八番地一	同
公益法人甲府市薬剤師 会救急調剤薬局	甲府市幸町十四番地六	平成二十六年四月十四日
ヒデキ歯科クリニック	南都留郡富士河口湖町船津千五百一番地四	平成二十六年四月二十二日
大和薬局万力店	山梨市万力七十番地一	平成二十六年四月三十日
芦澤内科小児科医院	甲斐市玉川百五十九番地一	平成二十六年五月一日
アーク調剤薬局韮崎店	韮崎市中田町小田川千四百十六番地三	同
ゆずのき薬局	南アルプス市桃園千四百五十一番地七	平成二十六年六月一日

とざわデンタルオフィス	甲府市朝日二丁目十六番十六号	平成二十六年六月十六日
おおもり歯科クリニック	甲斐市名取七百八十二番地一	平成二十六年六月二十六日
いのうえ整形外科クリニック	北杜市長坂町夏秋九百四十三番地六	平成二十六年七月二十二日
武川診療所	北杜市武川町牧原千三百七十一番地	平成二十六年七月二十三日
あすみ歯科・矯正歯科 クリニック	富士吉田市大明見二百六十四番地	平成二十六年七月二十五日
甲州市落合出張診療所	甲州市塩山一之瀬高橋二百十六番地の内九	平成二十六年八月十三日
株式会社中沢薬局南部 店	南巨摩郡南部町南部八千三十四番地一	平成二十六年八月二十日
甲斐リハビリテーション クリニック	甲斐市西八幡三千九百九十番地	平成二十六年九月一日
アーク調剤薬局竜王西 店	甲斐市西八幡三千八百二十五番地九	同
いとう眼科クリニック	甲斐市大下条千六百番地八	同
つゆきこどもクリニック	富士吉田市下吉田八丁目十八番二十九号	平成二十六年九月四日

● 生活保護法に基づく指定施術機関の指定
生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術機関を指定した。

平成二十七年三月十九日

山梨県知事 後藤 齋

名称	所在地	指定年月日
一般社団法人至誠会自立支援サポート	甲府市富士見一丁目二番十二号	平成二十五年七月一日
帝京山梨接骨院	山梨市上神内川千五百五十番地一	平成二十六年四月一日
このの整骨院	笛吹市石和町広瀬千六番地	平成二十六年四月十一日
井口マッサージ	南巨摩郡南部町福士四千四百七十七番地三	平成二十六年五月一日
接骨院・鍼灸院わたなべ	甲府市川田町五百番地	平成二十六年五月十八日
一心堂接骨院	甲斐市篠原千九百五十六番地一	平成二十六年六月二十日

● 生活保護法に基づく指定施術機関の指定

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術機関を指定した。

平成二十七年三月十九日

山梨県知事 後藤 齋

名称	所在地	指定年月日
仁愛鍼灸院	山梨市上神内川千二百八十九番地一	平成二十六年七月一日
浅川鍼灸整骨院	甲府市住吉二丁目三番十五号	同

切刀接骨院	甲府市中村町九番地二十四	同
リバーサイド鍼灸院	中央市山之神千五百二十九番地八	同
仁鍼灸院	富士吉田市竜ヶ丘一丁目五番十二号	同
鍼灸治療北村館	南都留郡富士河口湖町小立五百七十六番地	同
やすとみ鍼灸整骨院	上野原市上野原千七百三十五番地	同
みのて鍼灸治療院	南都留郡富士河口湖町船津三千七百十二番地	同
にこにこ鍼灸整骨院	都留市つる五丁目三番五号コーポ	同
みだい整骨院	南アルプス市六科千八百八十八番地一	同
金丸接骨院	南アルプス市山寺百三十六番地	同
しらね接骨院	南アルプス市飯野三千七百一番地	同
春日居鍼灸整骨院	笛吹市春日居町桑戸六百六番地七	同
風間鍼灸治療院	富士吉田市下吉田八百七十四番地二十	同
日高鍼灸院	富士吉田市下吉田八丁目二十番三十三号	同
たけい治療院	都留市法能六百七十番地	同
たなか鍼灸接骨院	甲斐市長塚六百六十六番地一	同

株式会社山梨福祉総研	甲斐市西八幡九百三番地	同
双葉整骨院	甲斐市下今井二千五百五十一番地一	同
アワーズ接骨院はり灸院	甲斐市荒川一丁目八番十四号	同
山本整骨院	甲州市塩山上於曾千二百四十番地	同
鍼灸院接骨院さくら	笛吹市御坂町井之上千百十二番地七	同
酒井鍼灸院	笛吹市一宮町中尾三百七十八番地三	同
日原整骨院	笛吹市石和町川中島千六百六十八番地一	同
石和鍼灸院	笛吹市石和町市部七百十五番地二	同
細田鍼灸院	笛吹市石和町市部三百八番地三	同
梅澤治療院	甲斐市下鍛冶屋町三十五番地十五	同
指圧マッサージ鍼灸院 フォレスト	甲斐市国母八丁目二番五号	同
東邦鍼灸接骨院	甲斐市中小河原町五百七番地十二	同
山の手鍼灸整骨院	甲斐市千塚五丁目十一番六号トレ ンディングコーポ一階	同
長澤誠鍼・灸・マッサ ージ治療院	甲斐市相生一丁目十八番八号	同
小澤整骨院	甲斐市塩部四丁目十三番七号	同

深澤整骨院	甲斐市金竹町二番地九	同
鍼灸整体治療院 h a r i c a r e	甲斐市若松町三番地六	同
総合治療院	甲斐市丸の内三丁目三十二番十五 号	同
株式会社フレアス	甲斐市下石田二丁目十番五号	同
株式会社フレアス増穂 出張所	南巨摩郡富士川町青柳町五百三十 九番地一	同
株式会社フレアス大月 出張所	大月市富浜町鳥沢四千五百六十一 番地一シテイハイムグリーンヒル 百二号室	同
株式会社フレアス山梨 出張所	山梨市上岩下百四十一番地十二 百一号室	同
株式会社フレアス吉田 出張所	富士吉田市上吉田三千六百三十六 番地ほそみち荘二百二号室	同
株式会社フレアス明野 出張所	北杜市明野町上手五百四十五番地 一	同
船山整骨院	富士吉田市竜ヶ丘三丁目四番十五 号	同
かえる堂鍼灸整骨院	甲州市塩山上於曾八百二十一番地	同
渡辺治療院	南都留郡忍野村忍草千二百二十六番 地三	同
水口はり灸整骨院	笛吹市石和町唐柏四百三十三番地 三	同

かつやま接骨院	南都留郡富士河口湖町勝山四千五百八十四番地二	同
遠藤整骨院	甲斐市玉川千四百四番地五	同
一心堂鍼灸接骨院	甲斐市篠原千九百五十六番地一	同
山坂治療院	甲斐市龍地六千四番地	同
太陽鍼灸接骨院	笛吹市石和町井戸九十八番地	同
さんぐん橋鍼灸接骨院	西八代郡市川三郷町高田百八十二番地二	同
市川整骨院	西八代郡市川三郷町市川大門五百一番地三	同
水口整骨院	甲府市朝日一丁目九番九号	同
清水接骨院	大月市御太刀一丁目二番十一号	同
河口湖整骨院	南都留郡富士河口湖町小立千七百五十九番地三	同
後藤治療院	南都留郡忍野村内野千七十五番地二	同
ゆう整骨院。	甲府市里吉三丁目十番四号	同
天志堂鍼灸接骨院	甲府市上石田四丁目十一番三号	同

● 生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した医療機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。
平成二十七年三月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

名称	所在地	変更事項
変更前 敷島訪問看護ステーション やすらぎ 変更後 訪問看護ステーションやすらぎ	変更前 甲斐市富竹新田二百三番地一メゾンド広瀬百三号室 変更後 甲斐市富竹新田四百一番地四	名称及び所在地
東八訪問看護ステーション ほほえみ 変更前 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協 駅前ビル四階 変更後 甲府市石和町広瀬六百二十三番地 変更後 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地	所在地	所在地
変更前 社団法人山梨勤労者医療協会 甲府訪問看護ステーション すすかけ 変更後 公益社団法人山梨勤労者医療協会 甲府訪問看護ステーション すすかけ	同	同
変更前 すみれ薬局玉穂店 変更後 アイセイ薬局玉穂店	中央市成島二千四百四十三番地一	同
変更前 すみれ薬局白州店 変更後 アイセイ薬局白州店	北杜市白州町白須千三百四十五番地	同
変更前 すみれ薬局小瀬店 変更後 アイセイ薬局小瀬店	甲府市小瀬町千四百二十二番地三	同

変更前 すみれ薬局国母店 変更後 アイセイ薬局国母店	甲府市国母八丁目二十八番十八号	同
変更前 すみれ薬局善光寺店 変更後 アイセイ薬局善光寺店	甲府市善光寺一丁目二十五番五号	同
変更前 すみれ薬局下吉田店 変更後 アイセイ薬局下吉田店	富士吉田市下吉田四丁目十七番三号コト ブキビル一階五号	同
変更前 すみれ薬局 変更後 アイセイ薬局昭和店	中巨摩郡昭和町清水新居千二百十五番地 二	同
変更前 財団法人山梨整肢更生会中 村外科医院 変更後 一般財団法人山梨整肢更生 会中村外科医院	甲府市丸の内一丁目十二番三号	同
変更前 社会保険山梨病院 変更後 独立行政法人地域医療機能 推進機構山梨病院	甲府市朝日三丁目十一番十六号	同
変更前 すみれ薬局長坂店 変更後	北杜市長坂町夏秋九百四十五番地四	同

アイセイ薬局長坂店

● 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した次の
医療機関から、事業を廃止した旨の届出があった。
平成二十七年三月十九日
山梨県知事 後 藤 齋

名 称	所 在 地
ツクノ薬局	甲斐市万才五百三十七番地四
塩山市直営一ノ瀬出張診療所	甲州市塩山一ノ瀬高橋四百三十八番地
財団法人山梨厚生会山梨厚生訪 問看護ステーション	山梨市落合八十九番地三
小林内科小児科医院	甲府市小瀬町三番地四
高柳医院	韮崎市本町一丁目五番三十六号
なかじま胃腸クリニック	甲府市国母八丁目二十八番三号
ヘルスケアセイジョー薬局富士 吉田店	富士吉田市上吉田二丁目五番一号富士急ターミナ ルビル一階
市川三郷町立病院	西八代郡市川三郷町市川大門四百二十八番地一
公益社団法人山梨県看護協会南 地区訪問介護ステーションぬく もり	南巨摩郡南部町南部八千五十番地一
社会保険鰺沢病院	南巨摩郡富士川町鰺沢三百四十番地一
岡部診療所	南アルプス市小笠原三百六十三番地

アイセイ薬局笛吹店	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地三十八
磯山皮膚科医院	笛吹市石和町四日市場千七百九十一番地四
公益法人甲府市薬剤師会救急調剤薬局	甲府市幸町十四番地六
薬局明野	韮崎市中田町小田川千四百十六番地三
アトム薬局鮎沢店	南アルプス市鮎沢千二百七十番地

● 生活保護法に基づく指定施術機関の廃止の届出
 生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により指定した次の施術機関から、事業を廃止した旨の届出があった。
 平成二十七年三月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

名 称	所 在 地
水口鍼灸整骨院	笛吹市石和町松本八百三十番地一
雨宮整骨院	笛吹市御坂町夏目原千七百七十二番地
船山整骨院	富士吉田市竜ヶ丘三丁目四番十五号
帝京山梨接骨院	山梨市上神内川千五百五十番地一
太陽接骨院	笛吹市石和町井戸九十八番地
山本整骨院	南アルプス市小笠原七百六十三番地一
竹内整骨院	北杜市長坂町小荒間二千四十八番地六
とば整骨院	韮崎市龍岡町若尾下條東割七百三十一番地一

● 生活保護法に基づく指定介護機関の指定
 生活保護法（平成二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関を指定した。
 平成二十七年三月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社あつたかライフ	甲府市長松寺町一番地十九	リラクゼーション型デイサービスあつたかライフ甲府長松寺	甲府市長松寺町一番地十九	通所介護	平成二十六年一月二十五日
同	同	同	同	同	同
株式会社クロスリのサンロード	甲府市後屋町四百五十二番地	サンロード調剤富士見店	甲府市富士見一丁目五番二十号	居宅療養管理指導	平成二十六年二月一日
同	同	同	同	同	同
社会福祉法人光風会	甲州市塩山西野原六百三番地	指定短期入所生活介護事業所ひかり屋形	甲州市塩山熊野七百七十四番地一	短期入所生活介護	平成二十六年三月一日
同	同	同	同	同	同
あゆみ合同会社	都留市十日市場七十四番地六	訪問介護事業所あゆみ	都留市十日市場七十四番地六	訪問介護	平成二十六年三月十七日

株式会社ハピネスフレンド	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
有限会社すみれ薬局	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
株式会社ハピネスフレンド	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
株式会社ハピネスフレンド	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
株式会社ハピネスフレンド	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
株式会社ハピネスフレンド	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

株式会社山梨ケア	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
株式会社山梨ケア	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
株式会社山梨ケア	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
株式会社山梨ケア	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
株式会社山梨ケア	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
株式会社山梨ケア	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

株式会社芳寿	有限会社ダイナ	同	特定非営利活動法人認知症を正しく知る会もつとらく	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上野原市コ	甲府市里吉二丁目六番二十七号	同	地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
あい里	ダイナ居宅介護支援事業	同	らくつと	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上野原市コ	甲府市武田三丁目三番八号	同	十一番地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
訪問介護	居宅介護支援事業	介護予防支援事業	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業	地域密着型介護老人福祉施設入所者介護	介護予防短期入所生活介護	活介護	短期入所生活介護	介護予防通所介護	通所介護	介護予防居宅療養管理指導	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	医療法人清水医院	同	株式会社アイセイ薬局	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	甲府市大里町二千九百四十番地	同	東京都千代田区丸の内二丁目二番二号	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	デイサービスセンター下小河原三丁目	同	アイセイ薬局 笛吹店	同	府	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	甲府市下小河原町二百九十三番地	同	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地三十八	同	号	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
介護予防通	通所介護	介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防通所介護	通所介護	介護予防通所介護	通所介護	介護予防通所介護	通所介護	通所介護	介護予防通所介護	通所介護	介護予防通所介護	通所介護	介護予防通所介護	通所介護	介護予防通所介護	通所介護
同	平成二十六年五月九日	同	平成二十六年五月八日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

株式会社ライ フワーク	甲府市上阿 原町四百五 十三番地一 昭栄不動産 一階	株式会社ライ フワーク	甲府市上阿 原町四百五 十三番地一 昭栄不動産 一階	所介護	平成二十六 年五月十二 日
同	同	同	同	介護予防福 祉用具貸与	同
同	同	同	同	特定福祉用 具販売	同
同	同	同	同	特定介護予 防福祉用具 販売	同
社会福祉法人 永寿会	南都留郡鳴 沢村五千六 十一番地	地域密着型介 護老人福祉施 設富士山荘ふ るさと	南都留郡鳴 沢村五千六 十一番地	地域密着型 介護老人福 祉施設入所 者介護	平成二十六 年五月十三 日
株式会社スマ イル	南アルプス 市藤田二千 百十四番地 三	スマイル	南アルプス 市藤田二千 百十四番地 三	訪問介護	平成二十六 年五月二十 一日
同	同	同	同	介護予防訪 問介護	同
同	同	同	同	居宅介護支 援事業	同
医療法人郡内 共立福祉医療 会	大月市猿橋 町殿上五百 八十七番地	居宅介護支援 事業所さるは し	大月市猿橋 町殿上五百 八十七番地	同	平成二十六 年五月二十 九日

株式会社ラク ット	上野原市上 野原三千五 百八十四番 地	デザインサー ビス らくっと	上野原市上 野原三千五 百八十四番 地	通所介護	平成二十六 年六月一日
同	同	同	同	介護予防通 所介護	同
同	同	居宅介護支援 事業所もつと らくっと	上野原市上 野原四千九 十一番地	居宅介護支 援事業	同
同	同	同	同	介護予防支 援事業	同
新日本通産株 式会社	甲府市落合 町五百六十 八番地五	あい笛吹	笛吹市春日 居町鎮目三 百一番地	通所介護	同
同	同	同	同	介護予防通 所介護	同
株式会社フォ ーチュンネク スト	甲府市丸の 内一丁目一 番十一号三 百二号室	GENKIN EXT甲府朝 日通り	甲府市朝日 二丁目十六 番十五号ナ ガタ貸事務 所一階	通所介護	同
同	同	同	同	介護予防通 所介護	同
同	同	同	同	居宅介護支 援事業	同
有限会社ダイ ナ	甲府市里吉 二丁目六番 二十七号	ダイナ東居宅 介護支援事業 所	甲府市里吉 二丁目六番 二十七号	居宅介護支 援事業	同

同	ふうがヘルス ケア株式会社	同	社会福祉法人 寿真会	有限会社ケア マネ事務所の ざわ	同	同	同	羽田精密株式 会社
同	甲府市西下 条千百六十 七番地八	同	中央市極楽 寺七百四十 八番地	富士吉田市 下吉田九百 六十一番地 三十八	同	同	同	富士吉田市 上吉田千九 百八十六番 地
同	機能訓練型デ イサービス起 業ふうが富士 吉田	同	社会福祉法人 寿真会らくえ ん	有限会社ケア マネ事務所の ざわ	同	同 ディサービス つくし庵	同	シヨートステ イつくし庵
同	富士吉田市 上暮地一丁 目十七番二 十三号	同	中央市極楽 寺七百四十 八番地	富士吉田市 下吉田九百 六十一番地 三十八	同	同 富士吉田市 上吉田二千 二十三番地 二	同	富士吉田市 上吉田二千 二十三番地 三
介護予防通 所介護	通所介護	介護予防短 期入所生活 介護	短期入所生 活介護	居宅介護支 援事業	介護予防通 所介護	通所介護	介護予防短 期入所生活 介護	短期入所生 活介護
同	同	同	同	同	同	同	同	同

有限会社ほく と夢ポケット	合同会社咲苗 中央市浅利 三千七十四 番地	社会福祉法人 富士河口湖町 社会福祉協議 会	同	ふうがヘルス ケア株式会社	同	日本調剤株式 会社	同	ほつとるーむ K株式会社
北杜市高根 町村山西割 二千五十一	中央市浅利 三千七十四 番地	南都留郡富 士河口湖町 小立二千四 百八十七番 地	同	甲府市西下 条千百六十 七番地八	同	東京都千代 田区丸の内 一丁目九番 一号	同	甲府市国母 二丁目八番 二号
ほくとけあポ ケット	居宅介護支援 事業所咲苗 中央市浅利 三千七十四 番地	富士河口湖デ イサービスセ ンターふれ愛 会	同	機能訓練型デ イサービス起 業ふうが甲府 東春日居	同	日本調剤三富 薬局	同	K ほつとるーむ
北杜市小淵 沢町上笹尾 三千三百三	中央市浅利 三千七十四 番地	南都留郡富 士河口湖町 小立二千四 百八十七番 地	同	居吹市春日 居町小松千 百十七番地	同	山梨市三富 下荻原百四 十一番地一	同	甲府市国母 二丁目八番 二号
同	同	居宅介護支 援事業	介護予防通 所介護	通所介護	介護予防居 宅療養管理 指導	居宅療養管 理指導	介護予防通 所介護	通所介護
同	同	同	同	平成二十六 年七月一日	同	平成二十六 年六月六日	同	同

同	同	株式会社アトム薬局	同	源工業株式会社	同	株式会社フアイマみらい	同	同	番地一
同	同	南アルプス市古市場六百二十一番地	同	南巨摩郡富士川町最勝寺千百九十番地	同	東京都世田谷区代沢五丁目二番一号	同	同	同
アトム薬局加賀美店	同	アトム薬局甲西店	同	デイサービスあいおい	同	中島薬局	同	ほくと夢ポケットデイサービス互	同
南アルプス市加賀美二千八百九十二番地二	同	南アルプス市鮎沢千三十七番地	同	甲府市相生一丁目七番十五号	同	南アルプス市在家塚千二百番地	同	同	十二番地二千五百六十
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防通所介護	通所介護	介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	通所介護	同	同
同	同	平成二十六年七月二十五日	同	平成二十六年七月十七日	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	アトム薬局ア ルプス通り店	同	アトム薬局宝 店	同	アトム薬局大 里店	同	アトム薬局藤 田店	同	同
同	甲斐市万才 八百二十一 番地三	同	甲府市宝二 丁目二十五 番十号	同	甲府市宮原 町二百十一 番地一	同	南アルプス 市藤田三百 三十八番地 三	同	同
介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	ウエルシア薬局株式会社	合同会社アシスト山梨	株式会社ふるさと	有限会社ダイナ	
同	同	同	同	同	東京都千代田区外神田二丁目二番十五号	中央市上三條百番地六十	笛吹市境川町小黒坂二千二百二十番地四十五	甲府市里吉二丁目六番二十七号	
ウエルシア薬局 甲府徳行店	ウエルシア薬局 甲府若松店	ウエルシア薬局 甲府池田店	ウエルシア薬局 甲府富士見店	ウエルシア薬局 甲府和戸店	ウエルシア薬局 甲斐敷島店	訪問介護事業所 こすもす	ふるさと福祉支援事業所	美咲調剤薬局	母店
甲府市徳行二丁目十四番二十三	甲府市若松町八番六号	甲府市長松寺町一番九号	甲府市富士見一丁目二十二番七号	甲府市国玉町三百二十八番地一	甲斐市中下条千六百十一番地	甲府市酒折二丁目十番二十六号 ピノ・ノワール 一A八	笛吹市境川町小黒坂二千二百二十番地四十五	甲府市美咲二丁目八番七号	目二十八番十八号
同	同	同	同	同	同	主たる事務所の所在地	事業所の名称	主たる事務所の所在地並びに事業所の名称及び所在地	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
ウエルシア薬局 甲府昭和田	ウエルシア薬局 都留田野倉店	ウエルシア薬局 都留店	ウエルシア薬局 富士吉田店	ウエルシア薬局 塩山市民病院前店	ウエルシア薬局 マーケットタウン御坂店	ウエルシア薬局 石和市部店	ウエルシア薬局 石和店	ウエルシア薬局 上野原店	ウエルシア薬局
中巨摩郡昭和町飯喰千百三十二番地二	都留市田野倉百五十八番地二	都留市上谷六丁目十三番一号	富士吉田市上吉田三千四百五十一番一	甲州市塩山下於曾千四百七十番地	笛吹市御坂町夏目原千百十六番地	笛吹市石和町市部千九十九番地一	笛吹市石和町井戸七十二番地	上野原市上野原四千百十四番地	号
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

● 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により指定した介護機関から、事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年三月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地
有限会社ゆたか	中巨摩郡昭和町河 西百三番地	訪問介護ゆたか	中巨摩郡昭和町押越 千七百番地
特定非営利活動法人山梨コアラ	上野原市大野四千 八百二十三番地	山なしこあら通所介護事業所	上野原市鶴島五百八 十九番地四
同	同	特定非営利活動法人山梨コアラ	同
同	同	すまいる・らくっと介護支援センター	同
社会福祉法人山梨県社会福祉事業団	山梨市一町田中百 五十五番地	桃源荘デイサービスセンター	山梨市一町田中百五 十五番地
同	同	桃源荘短期入所施設 支援センター	同
同	同	同	同
公益社団法人山梨県看護協会	甲府市東光寺二丁 目二十五番一号	公益社団法人山梨県看護協会南地区訪問看護ステーションぬくもり	南巨摩郡南部町南部 八千五十番地一南部 町医療センター内
株式会社ココカラ フラインヘルスケア	神奈川県横浜市港 北区新横浜三丁目 十七番六号	ヘルスケアセイジョー薬局富士吉田店	富士吉田市上吉田二 丁目五番一号富士急 ターミナルビル一階
社団法人全国社会 保険協会連合会	東京都港区高輪三 丁目二十二番十二	鰺沢社会保険介護老人保健施設	南巨摩郡富士川町鰺 沢三百四十番地一

有限会社ダイナ	甲府市里吉二丁目 六番二十七号	ダイナ居宅介護支援 事業所	甲府市武田三丁目三 番八号
市川三郷町	西八代郡市川三郷 町市川大門千七百 九十番地三	市川三郷町立介護老 人保健施設ケアセン ターいちかわ	西八代郡市川三郷町 市川大門四百十六番 地
特定非営利活動法人認知症を正しく知る会もつとらくっと	上野原市上野原三 千五百八十四番地	居宅介護支援事業も つとらくっと	上野原市上野原四千 九十一番地
同	同	デイサービスらくと	上野原市上野原三千 五百八十四番地
株式会社アイセイ 薬局	東京都千代田区丸 の内二丁目二番二 号	アイセイ薬局笛吹店	笛吹市四日市場二千 三十一番地三十八
有限会社ケアサポート山梨	南アルプス市古市 場六百二十一番地 一	ケアポートアトム	南アルプス市古市場 六百二十一番地一
有限会社ゆたか	中巨摩郡昭和町河 西百三番地	居宅介護支援事業所 ゆたか	中巨摩郡昭和町押越 千七百番地
株式会社やさしい 手甲府	甲府市上石田一丁 目七番十四号	やさしい手甲府事業 所	甲府市勝沼町山千百 十番地一
有限会社ほくと夢 ポケット	北杜市高根町村山 西割二千五十一番 地一	ほくと夢ポケットデ イサービス互	北杜市小淵沢町上笹 尾三千三百三十二番 地二千五百六十
株式会社アイセイ 薬局	東京都千代田区丸 の内二丁目二番二	アイセイ薬局石和店	笛吹市石和町八田三 百三十番地十八

号

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県産業労働部商業振興金融課又は山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年七月十九日まで縦覧に供する。
平成二十七年三月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

2 住所

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 竜王駅前ショッピングセンター

(二) 所在地 山梨県甲斐市大下条字上河原千六百七十二番一外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(一) 名称及び代表者の氏名 株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

(二) 住所 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年九月十六日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六千四百五十二平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 四百一台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 百三十九台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 百三十六平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 九十立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(2) 開店時刻 午前九時三十分

(2) 閉店時刻 午後九時四十五分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 四箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前一時から午後十時まで

三 届出年月日

平成二十七年一月十五日

四 縦覧場所

次の1及び2に掲げる期間の区分に応じ当該1及び2に掲げる場所において縦覧する。ただし、これらの場所は、予告することなく変更することができる。

1 この公告の日から平成二十七年三月二十三日まで 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館三階山梨県産業労働部商業振興金融課

2 平成二十七年三月二十四日から同年七月十九日まで 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県産業労働部商業振興金融課又は山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年七月十九日まで縦覧に供する。

平成二十七年三月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

(1) 開店時刻 午前十時（新設の日から五日間にあつては、午前九時三十分）
(2) 閉店時刻 午後九時

一 届出者
1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之
2 住所
茨城県水戸市柳町二丁目十三番二十号

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後九時三十分まで（新設の日から五日間にあつては、午前九時から午後九時三十分まで）
(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(1) 数 四箇所
(2) 位置 届出の図面のとおり

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 ケーズデンキ甲府店
(二) 所在地 山梨県甲府市国母五丁目二千百五十二番外
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

(一) 名称及び代表者の氏名 株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之
(二) 住所 茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

三 届出年月日
平成二十七年一月二十一日

3 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十七年九月二十二日

四 縦覧場所
次の1及び2に掲げる期間の区分に応じ当該1及び2に掲げる場所において縦覧する。ただし、これらの場所は、予告することなく変更することができる。
1 この公告の日から平成二十七年三月二十三日まで 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館三階山梨県産業労働部商業振興金融課
2 平成二十七年三月二十四日から同年七月十九日まで 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
五千九百五十三平方メートル

5 大規模小売店舗の施設に関する事項
(一) 駐車場の位置及び収容台数

● 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期、方法等
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に行う建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の請求の時期、方法等を次のとおり定めた。
平成二十七年三月十九日

(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 収容台数 二百九十八台
(二) 駐輪場の位置及び収容台数
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 収容台数 百七十一台
(三) 荷さばき施設の位置及び面積
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 面積 百二十平方メートル

第一 申請の時期及び方法
一 申請時期
経営規模等評価の申請をしようとする者及び経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を同時にしようとする者（以下「同時申請者等」という。）の申請時期は、知事が経営規模等評価受付票（以下「受付票」という。）により指定した日時とし、総合評定値の請求のみをしようとする者（以下「別途請求者」という。）の申請時

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 容量 三十七立方メートル

山梨県知事 後 藤 齋

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

期は、月曜日から金曜日までの間（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日及び十二月二十九日から三十一日までの日を除く。第六において「県の休日以外の日」という。）とする。

二 申請方法

1 同時申請者等の申請方法

- (一) 同時申請者等は、法第十一条第二項の規定により同項に規定する書類を提出した後に、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。
- (二) (一)にかかわらず、新たに法第三条に基づく建設業の許可を受けた者で、当該許可後の事業年度終了の日より前の日に申請をしようとする者は、当該許可後速やかに、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。
- (三) 同時申請者等は、受付票により指定された場所にその受付票及び申請に必要な書類を持参すること。

2 別途請求者の申請方法

別途請求者は、法第二十七条の二十六第二項の規定により同項に規定する申請書を提出した後に、県土整備総務課建設業対策室に請求に必要な書類を持参すること。

第二 申請に必要な書類

一 申請書及び添付書類

- 1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（別途請求者にあつては、総合評定値請求書に限る。）
- 2 規則別記様式第二号による工事経歴書（経営規模等評価の申請をする場合に限る。）
- 3 規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（総合評定値の請求をする場合に限る。）
- 4 法第二十七条の二十六第四項の規定により提出を求め次に掲げる書類
 - (一) 同時申請者等の提出書類（(2)から(4)までについては、該当する場合に限る。）
 - (2) 審査基準日における在籍状況を示す継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿
 - (3) 審査基準日の翌日から十四日以内に発行された健康保険・厚生年金適用確認書
 - (4) 審査基準日における加入状況を示す建設業国民健康保険加入及び事業所証明書
 - (5) 審査基準日における加入状況を示す建設業退職金共済事業加入・履行証明

書

- (6) 審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書（退職一時金について定めがある労働基準監督署の受付印のある就業規則を提示する場合を除く。）
 - (7) 審査基準日における加入状況を示す企業年金制度加入証明書
 - (8) 審査基準日における加入状況を示す法定外労働災害補償制度加入証明書
 - (9) 審査基準日における地方公共団体等と締結している防災協定書の写し又は所属団体が防災協定を締結している場合は、当該団体の発行する証明書
 - (10) 当該事業年度の有価証券報告書の写し、監査報告書の写し、会計参与報告書の写し又は経理処理を適正に確認した書類
 - (11) 審査基準日における保有状況を示す建設機械保有状況一覧表
 - (12) 審査基準日における登録状況を示す国際標準化機構第九〇〇一号登録証明書の写し
 - (13) 審査基準日における登録状況を示す国際標準化機構第一四〇〇一号登録証明書の写し
 - (14) 審査対象事業年度の消費税納税証明書（その一）
- ### 二 別途請求者の提出書類
- 審査手数料収入証紙貼付書
- 1 法第二十七条の二十六第四項の規定により提示を求め次に掲げる書類
 - (一) 同時申請者等の提示書類（(二)、(四)及び(六)から(九)までについては該当する場合に限る。）
 - (二) 申請時点で有効な建設業許可通知書及びその許可に係る申請書の副本
 - (三) 法第十一条の規定により届出をし、又は提出した変更届出書又は書面（建設業許可に係る各種変更届）の副本（同条第二項に規定する書類を除く。）
 - (四) 申請日の直前に提出した法第十一条第二項に規定する書類（決算終了後の変更届出書）の副本
 - (五) 法第十二条の規定により届け出た廃業等の届出書
 - (六) 規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（経営規模等評価の申請のみをしようとする場合に限る。）
 - (七) 前回の経営規模等評価申請書の副本
 - (八) 審査対象事業年度の所得税の確定申告書控え
 - (九) 審査対象事業年度の消費税の確定申告書控え
 - (十) 審査基準日における給料の支払状況を示す所得税源泉徴収簿及びその前年の所得税源泉徴収簿

(十) 工事経歴書に記載されている工事のうち審査対象業種ごとの工事（以下「審査対象業種工事」という。）に係る工事請負契約書又は下請基本契約書、注文書及び請書の写し

(十一) 審査対象業種工事に係るコリンズ登録内容確認書竣工登録

(十二) 審査対象業種工事に係る施工体制台帳及び施工体系図

(十三) 審査基準日における加入状況を示す労働災害保険申告書

(十四) 審査基準日における加入状況を示す雇用保険申告書及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の控え

(十五) 審査基準日における加入状況を示す健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、資格取得及び資格喪失決定通知書

(十六) 年金事務所の受付印のある健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失確認通知書

(十七) 退職一時金について定めがある労働基準監督署の受付印のある就業規則（審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書を提出する場合を除く。）

(十八) 技術職員の健康保険証の写し

(十九) 監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し

(二十) 基幹技能者講習修了証の写し

(二十一) 公認会計士等の合格証

(二十二) 建設機械保有状況一覧表に係る売買契約書等の写し、特定自主検査記録表の写し、移動式クレーン検査証の写し、自動車検査証の写し及びカタログの写し

(二十三) 審査基準日における登録状況を示す国際標準化機構第9001号登録証明書

(二十四) 審査基準日における登録状況を示す国際標準化機構第14001号登録証明書

2 別途請求書の提示書類

第二の一の1の総合評定値請求書と審査基準を同じくする経営規模等評価申請書副本で県土整備総務課建設業対策室の受付印のあるもの

三 申請書用紙の取扱先

一般社団法人山梨県建設業協会 甲府市丸の内一丁目十三番七号 電話〇五五―二三五―四四二一

第三 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の手数料

一手数料

1 経営規模等評価の申請に係る手数料は、八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数に乗じて得た額との合計額

2 総合評定値の請求に係る手数料は、四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数に乗じて得た額との合計額

二 納入方法

審査手数料収入証紙貼付書に山梨県収入証紙を貼り付けること。

第四 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価の結果の通知又は経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、規則別記様式第二十五号の十二により簡易書留郵便により通知する。

第五 再審査

一 経営規模等評価の結果について異議があるときは、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。

1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

2 再審査の申立てに係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

3 1に掲げる書類のうち異議のある審査項目を確認するために必要な書類

二 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合であつて、当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の結果の通知を受けているときは、当該改正の日から百二十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。

1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

2 再審査の申立てに係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値請求書の写し

3 1に掲げる書類のうち改正に関わる審査項目を確認するために必要な書類

第六 その他

一 国土交通大臣の許可を受けた者で、経営規模等評価の申請又は総合評定値の請求をしようとする者は、規則第十九条の六第二項又は第二十一条の二第三項の規定により、県の休日以外の日において県土整備総務課建設業対策室に当該申請又は請求に必要な書類を持参すること。

二 詳細については、県土整備総務課建設業対策室（電話〇五五―二三三―一八四三）に問い合わせること。

● 基本測量の実施
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

● 都市計画の決定図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により甲州市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十七年三月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 都市計画の種類

峡東都市計画伝統的建造物群保存地区

（甲州市塩山下小田原上条地区）

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により富士川町長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十七年三月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 都市計画の種類

富士川都市計画下水道

（富士川町公共下水道）

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課